

岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

岐阜県税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第六十六条第一項第三号中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第五条の二中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第六条の三中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十項から第十三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項、第七条の四第一項、第四項、第五項及び第七項並びに第七条の五第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の三第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十二条の二の二第二項から第四項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第五項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ(2)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号ロ中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第六項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号ロ及び第二号ロ中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第八項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号ロ中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十二条の二の三中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。
附則第十二条の二の四第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第五号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第一号ロ及び第四号ロ中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号ロから第五項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年」を「令和二年度」に改め、同条第八項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同項第一号中「平成三十二年」を「令和二年度」に改め、同条第九項から第十二項までの規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十二条の四第一項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第四号中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十六条及び第十六条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十三年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に改める。

附則第二十二條第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十三條第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第二十五條第一項第一号中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第二号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

第二條 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第二十七條に次の一項を加える。

6 第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第九十條の規定の適用を受けたものを有する第十八條第一項第一号に掲げる者が、第一項の県民税に関する申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち施行規則第二條第五項に規定する事項については、同條第六項に規定する記載によることができる。

第四十二條第一項中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の七」に改め、同條第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同條第三項中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第五十八條の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同條第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日）」を「（同日）」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二條第二項に規定する」に、「同法第二條第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同條第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第七十二條の八第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次の

ように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第九条の二第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第七十二条の八第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「この節」を「この条」に、「同条第五号」を「法第四百四十五条第五号」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第七十二条の八第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第九条の四第三項」を「第九条の四第四項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第七十二条の八第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「この項及び次項」を「この条」に、「第九条の四第二項」を「第九条の四第三項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 第七十二条の八第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第一項第二号中「。次項第二号」を「。次項第三号」に改め、同号イ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第八項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十九項に規定するもの（次項第三号イ(1)において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号ハ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に

適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十四項に規定するもの（次項第三号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第一項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 第七十二条の八第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第七十二条の八第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第七十二条の八第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十三項に規定するもの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第二項第二号イ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十九項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ハ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第七十二条の八第二項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

ニ 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第四項中「及びロ」を「からハマで」に、「第一号イに」を「第一号イからハマでに」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「第九条の二十項」を「第九条の二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十八項」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「この節」を「この条」に、「同条第五号」を「法第四百四十五条第五号」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「(第四項)」を「(以下この条)」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	------------------------	----------------------------

第七十二条の八第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ロ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー	平成二十二年度基準エネルギー

第七十三条第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万円」を「十一万円」に改め、同号ロ(11)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項第五号ホ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ホ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ホ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ホ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ホ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ホ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ホ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ホ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ホ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ホ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

附則第六条の二の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十二条の六に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第七十二条の八第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十二条の六を附則第十二条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二条の九 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第七十二条の第二項に規定する新規登録(以下この条から附則第十三条の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該路線バス等

の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第四条の十一第二項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の九第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下の項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下の項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下の条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下の項から第七項まで及び次条第二項第二号において同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）又はバス（同条第九項に規定するものに限る。）（以下の項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（以下の項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動

制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の第十四項に規定するものに限り。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第四条の第十五項に規定するものに限る。）で初回新規登

録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第七十二条の十一第一項又は第七十二条の十二の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の十一第十七項に規定する事項（同条第十八項に規定する場合にあつては、同条第十七項第一号ハ並びに第二号ハ及びニに掲げる事項を除く。）の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の五の二の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線）

第十二条の六 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、国が地方バス路線の維持のため交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行

の用に供する路線とする。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十二条の七 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第七十二条の十一第一項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第七十二条の十二第二項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条第一項中「有しないものをいう」の下に「。次項第一号及び次条第三項において同じ」を、「第九条の二第二項に規定するものをいう」の下に「。次項第二号及び次条第三項において同じ」を加え、「附則第五条第二項に規定するものをいう」を「附則第五条第一項に規定するものをいう」に、「同条第三項において同じ」に、「同条第三項」を「施行規則附則第五条第二項」に、「同条第二項に規定するものをいう」を「同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ」に、「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に、「第九条の二第五項」を「第九条の二第六項」に、「」並びに「を」次項第三号及び次条第三項において同じ。)並びに家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、に、「及び被けん引自動車」を、「被けん引自動車及びキャンピング車」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車」で平成十八年三月三十一日」を「第七十二条の八第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第七十二条の二第三項に規定する新規登録(以下この項において「及び」という。)」を削り、同項第二号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の八第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「(次項第六号において「軽油自動車」という。)」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一項第一号口(1)から(10)までの項及び第一項第五号ホの項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第七十二条の八第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第七十二条の八第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、同条第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第七十二条の八第一項第二号イ(1)(i)に規

定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、第七十二条の八第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十一年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百元	一万五百円
	二万五千元	六千五百円
	三万五百円	八千円

第一項第一号ロ

第一項第二号イ																
四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円
千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円

第一項第二号口																
第一項第三号イ(1)				第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)										
二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千元
五千元	四千五百円	四千元	三千元	五千五百円	三千元	四千元	二千元	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千元	三千元	二千元

第一項第三号ロ							第一項第三号イ(2)									
八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円
二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円

第一項第五号イ													
第一項第五号ロ													
第一項第五号ハ													
四千五百円	六千円	三千九百円	五千三百円	九千五百円	一万三千円	二万二千元	二万九千六百円	九千円	一万千五百円	一万八千五百円	二万五千五百円	二万六千五百円	三万二千元
千五百円	千五百円	千円	千五百円	二千五百円	三千五百円	五千五百円	七千五百円	二千五百円	三千円	五千円	六千五百円	七千円	八千円
第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額													
第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される額													

第二項第一号			第一項第五号ホ										第一項第五号ニ																				
六千三百円	四千七百円	三千七百円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	六千円	四千五百円	四万千円	三万三千円	千六百元	千二百円	千円	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	千五百円	千五百円	一万五百円	八千五百円

第二項第二号		
五千二百円	六千三百円	八千円
千三百円	千六百元	二千円

3 次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ		
七千五百円	八千五百円	九千五百円
四千円	四千五百円	五千円

第一項第一号口																
十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円
五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五百円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円

第一項第二号イ

六千五百円

三千五百円

九千円

四千五百円

一万二千元

六千元

一万五千元

七千五百円

一万八千五百円

九千五百円

二万二千元

一万千元

二万五千五百円

一万三千元

二万九千五百円

一万五千元

四千七百元

二千四百円

第一項第二号ロ

八千円

四千円

一万千五百円

六千元

一万六千元

八千円

二万五百円

一万五百円

二万五千五百円

一万三千元

三万円

一万五千元

三万五千元

一万七千五百円

四万五百円

二万五百円

第一項第三号イ(2)					第一項第三号イ(1)							第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)		
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千百元	七千五百円	六千三百円
二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円

第一項第五号イ				第一項第四号				第一項第三号ロ								
二万九千六百円	二万二千元	一万三千元	九千五百円	五千三百円	三千九百元	六千元	四千五百円	八万三千元	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元	四万千元	三万三千元	六万四千元	五万七千元
一万五千元	一万千元	六千五百円	五千元	三千円	二千円	三千円	二千五百円	四万千五百円	三万七千元	三万三千元	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千元	二万八千五百円

第一項第五号ロ												
第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額												
九千円												
一万千五百円												
一万八千五百円												
二万五千五百円												
二万六千五百円												
三万二千円												
三万三千円												
四万千円												
四万五千円												
六千円												
二万円												
二万四千四百円												
二万八千八百円												
三万四千八百円												
第一項第五号ハ												
第一項第五号ニ												
第一項第五号ホ												
第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用される額												
四千五百円												
六千円												
九千五百円												
一万三千円												
一万三千五百円												
一万六千円												
一万六千五百円												
二万五百円												
二万五千円												
三千円												
一万円												
一万二千五百円												
一万四千五百円												
一万七千五百円												

第二項第一号	四万円	二万円
	四万五千六百円	二万三千元
	五万二千四百円	二万六千五百円
	六万四百円	三万円
	六万九千六百円	三万五千元
	八万八千元	四万四千元
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	八千元	四千元

附則第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 岐阜県税条例等の一部を改正する条例（令和元年岐阜県条例第 号）の施

行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた次の各号に掲げる自動車であつて岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第八号）第二条の規定による改正前の岐阜県税条例（以下この項において「平成二十九年改正前の条例」という。）第七十二条第一項の規定により平成二十九年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた当該各号に掲げる自動車であつて、法附則第十二条の四第一項に規定する平成二十八年改正前の地方税法第四百六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十九年改正

前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第七十二条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある当該各号に掲げる自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、一台について、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 自家用の乗用車 次に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
 - ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
 - ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
 - ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
 - ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
 - ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
 - ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
 - チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
 - リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
 - ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
 - ル 電気を動力源とするもの 年額 二万九千五百円
- 二 キャンピング車 次に掲げるキャンピング車の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
 - ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
 - ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百円
 - ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
 - ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
 - ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
 - ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
 - チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
 - リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四百円
 - ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円

2 第七十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける自動車について準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の

自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イからヌまで															第二号														
二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万円	五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	二万三千六百円	二万七千六百円	三万六千円	四万八百円	四万六千四百円	三万三千九百円	三万九千六百円	四万五千四百円	五万八千六百円	六万六千七百円	七万六千四百円	八万七千九百円	十万千二百円	十二万七千六百円	二万七千七百円	三万七千七百円	三万六千三百円	四万四千四百円	四万六千九百円	五万三千三百円

八万八千八百円	七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円
十万二千二百円	八万九百円	七万三百円	六万千円

4 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イからヌまで								
八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円
二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円

第二号										十一万千円	二万八千円
										二万三千六百円	六千円
										二万七千六百円	七千円
										三万六千六百円	八千円
										三万六千円	九千円
										四万八百円	一万五百円
										四万六千四百円	一万二千円
										五万三千二百円	一万三千五百円
										六万二千二百円	一万五千五百円
										七万四百円	一万八千円
										八万八千八百円	二万二千五百円

5 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イから又まで	
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円

第二号																
七万四百円	六万千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百元	三万六千元	三万千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円
三万五千五百円	三万千円	二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円	一万六千円	一万四千円	一万二千円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円

八万八千八百円

四万四千五百円

附則第十四条の見出し中「自動車税の」の下に「種別割の」を加え、同条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が前条第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき同条第二項又は第三項の規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するもの」を「法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等」に改め、同条第二項及び第三項中「自動車税の」の下に「種別割の」を加える。

附則第二十一条の二の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項」を「震災特例法第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）」及び「（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）」を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、「附則第四十四条の二第一項」を「附則第四十四条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則第十条第

第三十五条第一項

第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に

<p>一項</p>		<p>係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>附則第十条の二第二項</p>	<p>同法第三十一条第一項</p>	<p>租税特別措置法第三十一条第一項</p>
<p>附則第十条の三第一項</p>	<p>法附則第三十四条の二第三項</p>	<p>法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第三十四条の二第三項</p>
<p>附則第十一条第一項</p>	<p>租税特別措置法第三十条の三第一項</p>	<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項</p>
<p>附則第十一条第一項</p>	<p>第三十五条第一項</p>	<p>第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>同法第三十二条第一項</p>		<p>租税特別措置法第三十二条第一項</p>

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第二十

七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則に次の二条を加える。

(対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

第二十五条 知事は、法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域(以下この項及び次条第四項において「自動車等持出困難区域」という。)内の法附則第五十三条の二第二項に規定する自動車等(以下この項及び次条第四項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第七十二条の二第一項又は法第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)その他の施行令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第一項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び次条第四項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第五十三条の二第七項に規定するところによる。

(対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等)

第二十六条 知事は、施行令附則第三十二条第四項に規定する者が、前条第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金の納税義務を免除する。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年年度分

2 知事は、自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第七十二条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第五十四条第八項に規定するところによる。

第三条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に、「によつて」を「により」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第二十六条第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に、「あわせて行なう」を「併せて行なう」に改め、同条第二項中「によつて行なう」を「により行なう」に、「行なうもの」を「するもの」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第二十七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 当該県民税に関する申告書を提出する者が法第二十三条第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十九条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第十三条に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第七十三条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

基づき当該自動車に対して岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第八号）第二条の規定による改正前の岐阜県税条例に規定する自動車税を課されないとき」とする。

第五条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、岐阜県税条例第三十四条に三項を加える改正規定中「次の十項」に改め、同改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）中「内国法人」の下に「（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この節において同じ。）」を加え、「申告書（以下この項及び次項）を「申告書（以下この条）」に、「同条第四十六項」を「法第五十三条第四十六項」に改め、「とされている事項（次項）」の下に「及び第五項」を、「記載されている事項（」の下に「以下この項及び」を加え、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「その他法第五十三条第四十六項の総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の施行規則第三条の三の三第一項に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）中「第三項」を「第三項本文」に改め、「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

6 第三項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第三項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十一項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第三条の三の三第二項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第

七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)内に行う第三項の申告についても、同様とする。

7 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則第三条の三の第三項に規定する事項を記載した申請書に同条第四項に規定する書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで(前項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書(法第五十三条第一項の規定による申告書にあつては、法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。)(法第五十三条第二項、第二十一項及び第二十二項の規定による申告書を除く。))の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを知事に提出しなければならない。

8 前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第六項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は法第五十三条第五十二項に規定する却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第六項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

9 第六項の規定の適用を受けている内国法人は、第三項の申告につき第六項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則第三条の三の第五項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

10 第六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第五十三条第五十五項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第六項前段の期間内に行う第三項の申告については、第六項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

11 第六項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第九項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の第三第二項において準用する場合を含む。))の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第六項後段の期間内に行う第三項の申告については、第六項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

12 法第五十三条第六十一項の規定による総務大臣の告示があつたときは、第六項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第六十項の規定により指定する期間内に行う第三項の申告については、同項から第五項までの規定は、適用しない。

第一条のうち、岐阜県税条例第四十四条の二を同条例第四十四条の二の二とし、同条例第四十四条の次に一条を加える改正規定中「第四十四条の二の二」を「第四十四条の二の三」に、

「一条」を「二条」に改め、同改正規定（同条例第四十四条の二第一項に係る部分に限る。）中「内国法人」の下に「（法第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。以下この節において同じ。）」を加え、「修正申告書（以下この項及び次項）を「修正申告書（以下この条及び次条第一項）に改め、「とされている事項（次項）の下に「及び第三項」を、「記載されている事項（」の下に「以下この項及び」を加え、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法第七十二条の三十二第一項の総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の施行規則第五条の二に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）中「第一項」を「第一項本文」に改め、「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第四十四条の二の二 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条第一項の内国法人が、同法第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第五条の二の二第一項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書を添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則第五条

の二の二第二項に規定する事項を記載した申請書に同条第三項に規定する書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（前項に規定する理由が生じた日が第四十四条第一項（第五号を除く。）の規定による申告書又は同条第三項の規定による修正申告書（法第七十二条の三十一第三項の規定の適用を受ける法人に係るものに限る。）の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は法第七十二条の三十一の二第三項に規定する却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

4 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則第五条の二の二第四項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5 第一項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第七十二条の三十二の二第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第一項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第四項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

7 法第七十二条の三十二の二第十二項の規定による総務大臣の告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第一条のうち、岐阜県税条例第五十一条の七の次に一条を加える改正規定中「次の一条」を「次の二条」に改め、同改正規定（同条例第五十一条の七の二第二項に係る部分に限る。）中「この項及び次項」を「この条及び次条第一項」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法」を削

り、同改正規定に次のように加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第五十一条の七の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。消費税法第四十六条の三第二項の規定により同項の申請書とその納税地を所轄する税務署長に提出した前条第一項の事業者が、同法第四十六条の三第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の処分を受けていない旨を記載した法第七十二条の八十九の三第一項の総務省令で定める書類を、納税申告書等の提出期限の前日までに、又は納税申告書等に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第四十六条の三第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法第七十二条の八十九の三第二項の総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（前項に規定する理由が生じた日が第五十一条の七第二項の規定による申告書の提出期限（法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第五十一条の七第二項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は法第七十二条の八九の三第三項に規定する却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

4 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法第七十二条の八九の三第八項の総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5 第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、法第七十二条の八九の三第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規

定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第一項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第四項の届出書の提出又は消費税法第四十六条の三第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

7 法第七十二条の八十九の三第十二項の規定による総務大臣の告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第一条のうち、岐阜県税条例附則第六条の二の四第一項の改正規定中「及び第五十一条の七の二」を、「第五十一条の七の二及び第五十一条の七の三第一項前段」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法」を削り、同改正規定中同項の表に次のように加える。

<p>第五十一条の七の三 第一項前段</p>	<p>前条第一項の</p> <p>電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについては知事の承認を受けたときは、知事</p>	<p>消費税法第四十六条の三第一項の規定を受けている</p> <p>同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長</p>
<p>同項の申告</p>	<p>前条第一項の申告</p>	

第六条のうち、岐阜県税条例等の一部を改正する条例附則第八項の改正規定中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条例附則第十八項の改正規定中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条例附則第十九項の改正規定中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第一項第四号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同項第五号中「三項を」を「十項を」に、「第四十四条の二の二」を「第四十四条の二の三」に、「一条を」を「二条を」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第六号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第七号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同項第八号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三項中「三十二年四月新条例」を「二年四月新条例」に改める。

附則第四項中「三十二年四月新条例」を「二年四月新条例」に、「及び第四十四条の二」を「、第四十四条の二及び第四十四条の二の二」に改める。

附則第五項中「三十二年四月新条例」を「二年四月新条例」に改め、「第五十一条の七の二」の下に「及び第五十一条の七の三第一項前段」を加える。

附則第十四項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十五項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十七項中「三十二年十月新条例」を「二年十月新条例」に改め、同項の表中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第二十項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二十一項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則第二十二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十三項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改め、同項の表中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第四条及び第五条の規定 公布の日
- 二 第二条中岐阜県税条例第二十七条に一項を加える改正規定及び同条例附則第二十一条の二

- の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和二年一月一日
- 三 第三条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四項の規定 令和三年一月一日
- 四 第三条中岐阜県税条例附則第十三条に一項を加える改正規定並びに同条例附則第十三条の二第四項及び第五項を削る改正規定並びに附則第十二項の規定 令和三年四月一日
- 五 第三条中岐阜県税条例第十五条、第二十六条及び第二十九条の改正規定並びに附則第五項の規定 令和六年一月一日
- 六 第二条中岐阜県税条例第五十八条の六の改正規定及び附則第七項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 前項第二号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例（次項において「二年新条例」という。）第二十七条第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度の個人の県民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の県民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。
- 3 二年新条例附則第二十一条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例第二十七条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例第二十六条第一項及び第二十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- （事業税に関する経過措置）
- 6 第二条の規定（附則第一項第二号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）第四十二条及び附則第六条の二の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- （不動産取得税に関する経過措置）
- 7 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例第五十八条の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の岐阜県税条例第五十八条の六

- 第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 9 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 10 平成二十四年四月一日から岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年岐阜県条例第八号)附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び次項において「二十八年旧法」という。)附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(次項において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年岐阜県条例第四十九号)の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域(次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「元年十月新法」という。)附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(次項において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十五条第一項並びに第二十六条第一項及び第四項の規定を適用する。
- 11 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年十月新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十五条第一項並びに第二十六条第一項及び第四項の規定を適用する。
- 12 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、自家用の乗用車に係る自動車税の種別割の税率を引き下げる等のため、この条例を定めようとする。